

令和4年(2022年)9月9日

宇部市立上宇部小学校 保護者 様

宇部市教育委員会

教育長 野 口 政 吾

児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合の療養期間等の見直しについて

平素より、本市教育への御理解と御支援を賜り、誠にありがとうございます。

令和4年8月25日付け文書にて、児童生徒が病院で陽性判定を受けた場合、各家庭で療養期間を判断して、学校に療養期間を連絡するよう依頼したところです。

このたび、すでに報道でもありましたとおり、厚生労働省にて療養期間等の見直しが行われ、令和4年9月7日より適用されることとなりました。

つきましては、下記のとおりお知らせしますので、御理解、御協力のほどお願いします。

記

【変更前】

〈有症状の場合〉発症日から 10日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合、11 日目から解除

〈無症状の場合〉検体採取日から7日間を経過した場合、8日目から解除

【変更後】

〈有症状の場合〉

(a) (b)以外の者

◎ 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	
発症日						症状 軽快	療養 終了	療養 解除	発症から6日以内に症状が 軽快した場合、7日目で療 養終了、8日目から解除

➡ 24 時間経過

※ ただし、10日目が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。

(b) 現に入院している者（従来から変更なし）

◎ 発症日から 10日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合には 11 日目から解除

● 発症日とは…検査を実施し、陽性が確定した日又は検査実施前に症状(発熱、のどのいたみ、咳など)が発症した日

〈無症状の場合〉

◎ 検体採取日から7日間を経過した場合には8日目から解除(従来から変更なし)

※ ただし、療養期間中に症状がみられた場合は、その日を発症日として有症状の場合と同様の対応となる。

◎ 加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に解除(キットは自己負担。必ず薬事承認されたものを使用すること)

※ ただし、7日目が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。